

令和元年 8 月の前線に伴う大雨災害に被災された方へ

令和元年 8 月の前線に伴う大雨災害により被災された方については、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用への申請が可能ですのでお知らせします。

希望される場合は、以下の問い合わせ先まで申し出て下さい。

(学内掲示板でも同様のお知らせを掲示しています)

○日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用（貸与型）

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の申請を受け付けています。

【災害救助法の適用地域】

佐賀県 【佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神崎市、神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町・上峰町・みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町・江北町・白石町、藤津郡太良町】

※上記近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び上記勤務地に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取扱います。

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者
- (2) 申込方法：学生生活課学生支援係で募集要項受領の上、同係へ申請
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（有利子）

令和元年 8 月 29 日

本件に関する問い合わせ窓口
学生生活課学生支援係（大学院 F 棟 1 階）
電話：0742-20-3550